



回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案及び所得に対する租税に対する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案を一括して申し上げます。

政府は、さきにアメリカ合衆国及びスウェーデンとの間に租税条約を修正補足する議定書に署名し、またカナダ及びフランス共和国との間の租税条約に署名いたしております。

これらの議定書及び条約の締結の承認方については、別途今国会において御審議を願つてゐるのあります。これらの議定書及び条約を国内において実施するためには、法律により特別の定めを必要とするものがありますので、これにつき所要の立法措置を講ずるため、ここにこの四法律案を提出することとした次第であります。

以下、四法律案のおもな内容について御説明申します。非居住者または外国法人のうち、わが國に支店等を有しているものにつきましては、国内法では、配当、利子及び使用料等の所得と、これら以外の他の所得とを合算して課税するたまえになつております。関係上、配当等につきまして租税条約で定める制限税率をこえて課税されることとなる場合がありますので、その点を考慮して、総合課税の場合の税額につき、租税条約の規定に適合するよう、所要の軽減措置をとることとしたとしております。

なお、この場合におきましては、スウェーデン及びフランスにつきましては、所得に対する地方税をも租税条約の対象とすることとなつておりますので、総合課税の場合の軽減措置を講ずるにあたつては、法人税割の住民税をも含めて制限税率をとることのないよう、所要の措置を講じております。

その他、アメリカ等四カ国との租税条約を実施するについて必要な事務取り扱い等につき所要の規定を設けております。

次に、国立学校特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在、国立学特別会計におきましては、国立学校の付属病院の施設費を支弁するため必要があるとの使用料につきましては、二〇%の税率により源泉徴収所得税を徴収することになつております。

かかるに、このたびの議定書及び租税条約によりますと、第一に、アメリカ及びスウェーデンにつきましては、配当は親子会社間のものを除き一五%、親子会社間の配当並びに利子及び使用料等は一〇%を、それぞれこえてはならないとされております。

第二に、カナダにつきましては、配当、利子、使用料等は、一五%をこえてはならないとされおり、第三に、フランスにつきましては、配当は

一五%、利子及び使用料等につきましては一〇%を、それぞれこえてはならないとされております。

そこで、これらの所得に対する源泉徴収所得税の税率をそれぞれ、その条約上の最高限度である一五%及び一〇%と定めることとするものであります。

次に、非居住者または外国法人のうち、わが國に支店等を有しているものにつきましては、国内法では、配当、利子及び使用料等の所得と、これら以外の他の所得とを合算して課税するたまえになつております。関係上、配当等につきまして租税条約で定める制限税率をこえて課税されることとなる場合がありますので、その点を考慮して、総合課税の場合の税額につき、租税条約の規定に適合するよう、所要の軽減措置をとることとしたとしております。

なお、この場合におきましては、スウェーデン及びフランスにつきましては、所得に対する地方税をも租税条約の対象とすることとなつておりますので、総合課税の場合の軽減措置を講ずるにあたつては、法人税割の住民税をも含めて制限税率をとることのないよう、所要の措置を講じております。

次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件について申し上げます。

最近における経済の発展は、大都市において特

に著しく、この間の事情を反映して、都会地税署の管内の納税者及び課税物件等は年々増加して

まいりますとともに、これらの税務署の事務量、人員ともに過大となり、税務指導等納税者に対するサービスの面及び事務管理の面で支障を生じようとしております。

このような事情に対処して、東京国税局におい

て、品川税務署の管轄区域を分割して旧荏原区の

地域を管轄する荏原税務署を、立川税務署及び武

藏野税務署の管轄区域を再編成して、府中市、調

査

署を、それぞれ設置し、また、札幌国税局におい

て、札幌税務署及び石狩税務署の管轄区域を再編成して、札幌市の北部、江別市、札幌市手稲町、石狩郡及び厚田郡泊江町を管轄する武藏府中税務署を、それぞれ設置し、また、札幌国税局におい

て、納税者の利便と税務行政の円滑な運営をか

らうとするものであります。

しかも、このよ

をすることができるこことしようとするものであります。

この法律案は、別途今国会に提案することとし

てお

ります。

御承知のごとく、過密都市に所在する国立学校

は、これを他に移転することが教育環境の上から望ましいと考えられ、また、このような国立学校

の移転は、過密都市対策に資するところも大であ

ると考えられます。したがつて、その移転の円滑

な実施をはかるため、移転に先行し、一括してこ

れを取得することが必要な場合であつて、かつ、

その移転に伴い不用となる財産の処分収入をもつ

て、用地取得費の財源となつた借り入れ金の償還

がかかるべきは、いわばその間のつ

なぎ資金として、借り入れ金をすることができる

道を開くことが適当と考え、ここにこの法律案を

提案いたした次第であります。

ができる見込みのあるときは、いわばその間のつ

なぎ資金として、借り入れ金をすることができる

道を開くことが適当と考え、ここにこの法律案を

提案いたした次第であります。

をすることができるこことしようとするものであります。

この法律案は、別途今国会に提案することとし

てお

ります。

御承知のごとく、過密都市に所在する国立学校

は、これを他に移転することが教育環境の上から望ましいと考えられ、また、このような国立学校

の移転は、過密都市対策に資するところも大であ

ると考えられます。したがつて、その移転の円滑

な実施をはかるため、移転に先行し、一括してこ

れを取得することが必要な場合であつて、かつ、

その移転に伴い不用となる財産の処分収入をもつ

て、用地取得費の財源となつた借り入れ金の償還

がかかるべきは、いわばその間のつ

なぎ資金として、借り入れ金をすることができる

道を開くことが適當と考え、ここにこの法律案を

提案いたした次第であります。

ができる見込みのあるときは、いわばその間のつ

なぎ資金として、借り入れ金をすることができる

道を開くことが適當と考え、ここにこの法律案を

提案いたした次第であります。

をすることができるこことしようとするものであります。

この法律案は、別途今国会に提案することとし

てお

ります。

御承知のごとく、過密都市に所在する国立学校

は、これを他に移転することが教育環境の上から望ましいと考えられ、また、このような国立学校

の移転は、過密都市対策に資するところも大であ

ると考えられます。したがつて、その移転の円滑

な実施をはかるため、移転に先行し、一括してこ

れを取得することが必要な場合であつて、かつ、

その移転に伴い不用となる財産の処分収入をもつ

て、用地取得費の財源となつた借り入れ金の償還

がかかるべきは、いわばその間のつ

なぎ資金として、借り入れ金をすることができる

道を開くことが適當と考え、ここにこの法律案を

提案いたした次第であります。

ができる見込みのあるときは、いわばその間のつ

なぎ資金として、借り入れ金をすることができる

道を開くことが適當と考え、ここにこの法律案を

提案いたした次第であります。

をすることができるこことしようとするものであります。

この法律案は、別途今国会に提案することとし

てお

ります。

御承知のごとく、過密都市に所在する国立学校

は、これを他に移転することが教育環境の上から望ましいと考えられ、また、このような国立学校

の移転は、過密都市対策に資するところも大であ

ると考えられます。したがつて、その移転の円滑

な実施をはかるため、移転に先行し、一括してこ

れを取得することが必要な場合であつて、かつ、

その移転に伴い不用となる財産の処分収入をもつ

て、用地取得費の財源となつた借り入れ金の償還

がかかるべきは、いわばその間のつ

なぎ資金として、借り入れ金をすることができる

道を開くことが適當と考え、ここにこの法律案を

提案いたした次第であります。

ができる見込みのあるときは、いわばその間のつ

なぎ資金として、借り入れ金をすることができる

道を開くことが適當と考え、ここにこの法律案を

提案いたした次第であります。

をすることができるこことしようとするものであります。

この法律案は、別途今国会に提案することとし

てお

ります。

御承知のごとく、過密都市に所在する国立学校

は、これを他に移転することが教育環境の上から望ましいと考えられ、また、このような国立学校

の移転は、過密都市対策に資するところも大であ

ると考えられます。したがつて、その移転の円滑

な実施をはかるため、移転に先行し、一括してこ

れを取得することが必要な場合であつて、かつ、

その移転に伴い不用となる財産の処分収入をもつ

て、用地取得費の財源となつた借り入れ金の償還

がかかるべきは、いわばその間のつ

なぎ資金として、借り入れ金をすることができる

道を開くことが適當と考え、ここにこの法律案を

提案いたした次第であります。

ができる見込みのあるときは、いわばその間のつ

なぎ資金として、借り入れ金をすることができる

道を開くことが適當と考え、ここにこの法律案を

提案いたした次第であります。

をすることができるこことしようとするものであります。

この法律案は、別途今国会に提案することとし

てお

ります。

御承知のごとく、過密都市に所在する国立学校

は、これを他に移転することが教育環境の上から望ましいと考えられ、また、このような国立学校

の移転は、過密都市対策に資するところも大であ

ると考えられます。したがつて、その移転の円滑

な実施をはかるため、移転に先行し、一括してこ

れを取得することが必要な場合であつて、かつ、

その移転に伴い不用となる財産の処分収入をもつ

て、用地取得費の財源となつた借り入れ金の償還

がかかるべきは、いわばその間のつ

なぎ資金として、借り入れ金をすることができる

道を開くことが適當と考え、ここにこの法律案を

提案いたした次第であります。

ができる見込みのあるときは、いわばその間のつ

なぎ資金として、借り入れ金をすることができる

道を開くことが適當と考え、ここにこの法律案を

提案いたした次第であります。

をすることができるこことしようとするものであります。

この法律案は、別途今国会に提案することとし

てお

ります。

御承知のごとく、過密都市に所在する国立学校

は、これを他に移転することが教育環境の上から望ましいと考えられ、また、このような国立学校

の移転は、過密都市対策に資するところも大であ

ると考えられます。したがつて、その移転の円滑

な実施をはかるため、移転に先行し、一括してこ

れを取得することが必要な場合であつて、かつ、

その移転に伴い不用となる財産の処分収入をもつ

て、用地取得費の財源となつた借り入れ金の償還

がかかるべきは、いわばその間のつ

なぎ資金として、借り入れ金をすることができる

道を開くことが適當と考え、ここにこの法律案を

提案いたした次第であります。

ができる見込みのあるときは、いわばその間のつ

なぎ資金として、借り入れ金をすることができる

道を開くことが適當と考え、ここにこの法律案を

提案いたした次第であります。

をすることができるこことしようとするものであります。

この法律案は、別途今国会に提案することとし

てお

ります。

御承知のごとく、過密都市に所在する国立学校

は、これを他に移転することが教育環境の上から望ましいと考えられ、また、このような国立学校

の移転は、過密都市対策に資するところも大であ

ると考えられます。したがつて、その移転の円滑

な実施をはかるため、移転に先行し、一括してこ

れを取得することが必要な場合であつて、かつ、

その移転に伴い不用となる財産の処分収入をもつ

て、用地取得費の財源となつた借り入れ金の償還

がかかるべきは、いわばその間のつ

なぎ資金として、借り入れ金をすることができる

道を開くことが適當と考え、ここにこの法律案を

提案いたした次第であります。

ができる見込みのあるときは、いわばその間のつ

なぎ資金として、借り入れ金をすることができる

道を開くことが適當と考え、ここにこの法律案を

提案いたした次第であります。

をすることができるこことしようとするものであります。

この法律案は、別途今国会に提案することとし

てお

ります。

御承知のごとく、過密都市に所在する国立学校

は、これを他に移転することが教育環境の上から望ましいと考えられ、また、このような国立学校

の移転は、過密都市対策に資するところも大であ

ると考えられます。したがつて、その移転の円滑

な実施をはかるため、移転に先行し、一括してこ

れを取得することが必要な場合であつて、かつ、

その移転に伴い不用となる財産の処分収入をもつ

て、用地取得費の財源となつた借り入れ金の償還

がかかるべきは、いわばその間のつ

なぎ資金として、借り入れ金をすることができる

道を開くことが適當と考え、ここにこの法律案を

提案いたした次第であります。

ができる見込みのあるときは、いわばその間のつ

なぎ資金として、借り入れ金をすることができる

道を開くことが適當と考え、ここにこの法律案を

提案いたした次第であります。

るところであります。

この法律案は、このような情勢のもとにおける国際復興開発銀行等からの外貨資金の借り入れ及び外貨債の発行の円滑化に資するため、必要な規定を整備しようとするものであります。

その内容を申し述べますと、まず第一に、從来、国際復興開発銀行等からの外貨資金の借り入れ及び外貨債についての政府保証の限度額は、保證を受ける各法人ごとに定められておりました。が、これを予算をもつて定める総額の範囲内で一括して定めることができることといたしております。

第二に、国際復興開発銀行等から外貨資金の借り入れをしている法人のうち、国際復興開発銀行等との借り入れ契約に基づき債券を引き渡す必要があるものについて、借り入れ金額を限り債券を発行することができますとともに、国際復興開発銀行等の外貨債について、外國の銀行、信託会社等への事務委託の規定を設けることとしたとしております。

第三に、国際復興開発銀行から外貨資金の借り入れをしている法人の財産について、他の法律の規定上、特定の者が優先弁済を受ける権利を有することとされているときは、国際復興開発銀行は、それと並ぶ優先権を有することとしたとしております。

第四に、国際復興開発銀行に引き渡すための債券及び政府が保証契約をした外貨債の利子及び償還差益については、原則として、租税その他の公課を課さないことといたしております。

以上が物品管理法の一部を改正する法律案外七法律案及び一承認案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(西田信一君) 以上で九件の提案理由の説明は終わりました。

○委員長(西田信一君) 次に、本院先議の会計法

の一部を改正する法律案及び物品管理法の一部を改正する法律案の二件を一括議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明は聽取らしました。

それでは、二案につきまして補足説明を聽取ります。

赤羽法規課長。

○説明員(赤羽桂君) ただいま議題となりました会計法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、補足して御説明申し上げます。

先日、提案理由説明において申し述べましたところ、從来、国が債権者に支払いをいたしますときは、支出手は、現金の交付にかえて、その取引店たる日本銀行を支払い人とする小切手を振り出し、これを債権者に交付するのを原則としたとしております。

この原則的支払い方法に対しまして、支出手の取引店たる日本銀行の所在地にある——所在地と申しますのは、市町村、東京都で申しますと特別区の区域でございますが、その管轄区域外に住んでおりますところの債権者、会計法上これを隔地者と申しておりますけれども、この隔地者に支払いをする場合には、ただいま申し述べました原則によりまして、債権者に小切手を直接交付することが非常に不便な場合が多いわけでござります。したがいまして、例外といたしまして、支出手は、支払いのため必要な資金を日本銀行に交付をいたしまして、この債権者に対する支払いを依頼をするというかくこうで行なわれておるわけでございます。

この場合の日本銀行の支払い方法といたしましては、その国から交付を受けた資金を、銀行または郵便局に送つてやるわけでございます。送つてやりまして、当該銀行または郵便局の窓口で支払をいたします、こういった方法が一つございました。その次の方は、債権者の請求によりまして、その住所または居所までに直接現金または郵便為替で送つてやる、こういう方法が二番目の方法としてございます。それから、三番目の方法といたしまして、銀行振り込みでございますが、債

権者の指定する銀行の預貯金口座に支払い金を振り込むという方法があるわけでございます。それから、さらに特別な場合といたしまして、外国送金というのがあるわけでございます。

ところで、当地の債権者、すなわち支出手の取引店たる日本銀行の所在地に居住する債権者に対する支払いをする場合は、冒頭に申し上げました原則的な支払い方法によってまいるわけでございますが、この方法によるときは、支出手の支払い準備が完了いたしますと、その旨を電話または郵便等で債権者に通知をしてやるわけでございます。

債権者はこの通知によりまして、支出手のところに出向き、小切手を受領し、さらに日本銀行等に参りまして、これを現金化するというような手続でございます。このような手続に要する当事者双方の時間と経費、あるいはまた事故発生のおそれ

を考慮して、さらに簡便安全な支払い方法についての要望が近時強くなつてしまつたわけでござります。

昭和三十六、七年ころから大蔵省におきまし

て、現実の事務処理上、改善を要す

る諸点が明らかになつてしまつたのでございま

して、昭和三十六、七年ころから大蔵大臣の協議をも

て、各省とも相談しながら事務的に検討を開始しておったわけでございます。たまたま、臨時行政調査会におきましても、この物品管理に関する問題が明らかになつてしまつたのでございまして、昭和三十六、七年ころから大蔵省におきまして八年、施行後の経験にかんがみまし

て、現実の事務処理上、改善を要す

る諸点が明らかになつてしまつたのでございま

して、昭和三十六、七年ころから大蔵省におきまし

ば、物品の範囲が不明確でございますとか、物品管理機関が不備でありますとか、あるいは物品運用原則については何も触れておらないというような点が指摘されておつたわけでございます。した

がいまして、これにかわるものといたしまして、昭和三十一年に現行の物品管理法が制定されたわけでございます。

ところで、この物品管理法は、物品の保管、供用、処分等の管理の基本的事項を定め、また物品の適正かつ効率的な運用をはかるための規制を定めているわけでございますが、物品管理法が施行されまして八年、施行後の経験にかんがみまして、昭和三十一年に現行の物品管理法が制定されたわけでございます。

ところで、この物品管理法は、物品の保管、供用、処分等の管理の基本的事項を定め、また物品の適正かつ効率的な運用をはかるための規制を定めているわけでございますが、物品管理法が施行されまして八年、施行後の経験にかんがみまして、昭和三十一年に現行の物品管理法が制定されたわけでございます。

ところで、この物品管理法は、物品の保管、供用、処分等の管理の基本的事項を定め、また物品の適正かつ効率的な運用をはかるための規制を定めているわけでございますが、物品管理法が施行されまして八年、施行後の経験にかんがみまして、昭和三十一年に現行の物品管理法が制定されたわけでございます。

そこで、今回、物品の管理の実効をよりよくま

たより多く確保するため、物品管理法の一部を改

正いたし、管理事務の合理化及び簡素化をはか

うとするものであります。

そこで、今回、物品の管理の実効をよりよくま

たより多く確保するため、物品管理法の一部を改

正いたし、管理事務の合理化及び簡素化をはか

うとするものであります。

さて、この法律案の概要でございますが、まず

第一は、各省各府の長が物品管理法上行なう次の措置について、大蔵大臣に対する協議を要しないこととした点でございます。すなわち、物品は、

その供用または処分の目的に従つて分類されるこ

となつておりますが、この分類を設ける場合、

一つの分類、たとえば、例を引いて申しますと、農

林省で申し上げますと、干拓事業用品といふよう

なものがございます。それから他の分類、たとえ

ば開墾事業用品といふものに移しかえをする、こ

ういった例は非常にひんぱんに起るわけでござりますが、そういう物品の分類がえがされる場合、また一の省の物品管理官からほかの省の物品管理官に物品の管理が移されるといったような場合、これらのはずれの場合においても、あらかじめ各省各庁の長から物品管理の総轄大臣でございますが、大蔵大臣に協議をすることになつておりますが、事務処理の実情から見まして、事務簡素化の見地から、また物品の全体的な有効的な使用という観点からも、各省庁の長の判断だけに基づいて処理しても何ら差しつかえないという結論に達したのでございまして、この協議を要しないということといったそうとするものでございます。

第二に、各省各庁の長は、物品管理官に対し分類がえもしくは管理がえの命令をし、及び物品管理官が分類がえ、管理がえもしくは物品の不用決定をしようとする場合にこれを承諾し、並びに物品管理職員もしくは物品使用職員が物品を亡失もしくは損傷することにより国に損害を与えた場合に弁償命令をする権限を有するのでございますが、これらの権限を部下の職員、たとえば外局の長でございますか、地方支分部局の長等でございますが、これらの部下の職員に委任して行なわせることができることとし、実態に即した能率的な管理事務の執行に資することといたしておるわけでございます。

第三に、物品について、各省各庁の長が毎年度立てることになっている需給計画及び物品管理官ごとに毎年度作成し各省各庁の長の承認を受けることになっている運用計画につきましては、その運用の実情にかんがみまして、これを廢止し、新たに、物品管理官が自主的な管理の基準といたしまして物品の管理に関する計画を立てることといたして、物品管理の効率化と簡素化をはかつておるわけでございます。

第四に、物品管理官、物品出納官及び物品供用官の補助者が、故意または重大な過失により、物品を亡失または損傷し、国に損害を与えたときは、これら物品管理の機関または物品を使用する

職員と同様に弁償責任を課すこととし、弁償責任制度の整備をはかることといたしておるわけでございます。

その他、内閣、各省各庁の長または物品出納官が、それぞれ国会及び会計検査院、大蔵大臣または物品管理官に報告もしくは送付することとなつております。物品増減及び現在額総計算書、物品増減及び現在額報告書または物品保管状況報告に関する事務につきして、たとえば報告書に記載いたします。物品の範囲を簡素化する、たとえば民間から借用をいたしております物品について、いままで一応報告書の内容に入れておったわけございませんが、そういったものは、この報告が物品の財産目録的な観点を強く出す、こういう意味におきまして、はずす。また、物品増減及び現在額総計算書についての会計検査限の検査は、計算証明規則によりますところの物品管理計算書の会計検査院の検査と実質的に重複をいたしておりまして、現在形式に流れておるという点が指摘されておるのでございまして、これを廃止するといった点につきまして、簡素化及び合理化をはかるため所要の改正を行なうことといたしておるわけでございます。

以上、この法律案の提案理由及び概要につきまして補足して御説明申し上げました。どうぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(西田信一君) 以上で補足説明を終わりります。

これより二案を一括して質疑に入れります。御質疑のおありの方は順次御発言願います。

○成瀬耀治君 会計法のことで簡単に御説明を求りたいと思いますが、これは臨時行政調査会から答申があつて初めて初めてこの改正案が用意されてきたものなのか。この改正は非常に賛成なんですが、こういうことについては、なるほどどちらも得るところがあつて失うところはないと判断するわけですが、これはもう少し早くやつてもいいという感じがするわけです。だから、臨時行政調査会の答申を待つてやられたのか、それとも、大蔵省と

○説明員(津吉伊定君) 御承知のように、会計法規の運用につきましては、一般に保守的な傾向といふのはあるわけでございますが、この方法につきましても、大蔵省としても事故防止、債権者の利便という点で全然検討いたさないということでもなかつたわけでござりますけれども、特に臨時行政調査会におきまして、財政、会計に関する事項についても審議の対象になるということで、その結論待ちということが一つと、それから漸次世間の情勢からいたしましても、特に具体的には昨年あたりから、地方の出納長の協議会その他関係個所からそういう要望も具体的に出てまいりました。いま課長が補足説明申し上げましたように、臨時行政調査会においてもあたかもそれに触れたわけでございますので、この際支払い手続といったしまして制度改正をいたしたいという判断をしたわけでございます。

○説明員(赤羽桂君) ちょっととつけ加えて御説明申し上げたいと存じますが、いまの先生御指摘になりました点でございますが、非常に率直に言わしていただきまして、ごんべん願いたいと思います。実は私もこういう改正が——現在の支払い方法は明治時代から行なわれておるわけでござりますがなぜもう少し早く問題にならなかつたかという点につきまして、いろいろ実は考えてみたわけでございます。ただいま御説明申し上げましたとおり、会計規則、經理、金錢の関係の規制というものは非常に保守的であるという点は、まことにそのとおりでございますが、特に戦前におきましては御存じのとおり非常に、何と申しますか、國民思想が異なつておったわけでございまして、そいういた点についてこちらもあまり安心をして、特に改正をしよう、そういう根本法規を改正しようとすることもなかつたし、また世論といたしましてもそういう声はあがらなかつたと存ずるわけ

構造が根本的に戦前と変わってきたわけではありません。銀行取引も非常に活発になり、政府の活動も戦前と比較すると問題なく非常に複雑多角化いたしてきておるわけであります。そういう関係で、銀行取引を中心とした政府の支払い方法についても、ようやく世論の声があがってきたというふうに私たちを考えております。

ただいま補足説明を申し上げたとおり、実はこの検討は、私たちといいたしましては三十六、七年度ごろから改正をしようではないかといふことで、各省とも相談し、会計検査院にも入っていただきました相談を続けてきたわけでありまして、三十七年度に臨時行政調査会が発足したわけでございます。これは御存じのとおり、行政全般、予算、会計全般につきましていろいろな答申を出されといふことでございまして、その様子を一応見まして、また特にそのほか支払い方法以外に会計法につきまして改正をするという点がもし指摘されたらば、そういった改正もにらみ合わせてやろうと、こういう考え方で実は臨時行政調査会が発足いたしましてしばらくの間といふものはその様子を見守つていたわけでございます。で、昨年の九月に臨時行政調査会の答申が出たわけでございますが、いろいろの答申が出ております。その中には直ちに実行に移しがたいもの、あるいは検討いたさなければならぬものの、種々ございます。この銀行振り込みの制度につきましてだけ今回取り上げるということにつきましても、若干内部で検討いたしたわけでございますが、何ぶんにも非常にこれはいい制度でございまして、これだけでも先にお願いをいたすということにいたした次第でござります。

○成瀬幡治君 臨時行政調査会は会計法改正に関して、まだほかにもこういうような点は考慮されてしまうべきだ、こういう点について答申を出しておるとするならば、どういう点、また項目だけでもいいですから、概略承りたい、あるとするなれば。

○政府委員(鷲山威一郎君)　臨時行政調査会の答申のうちでいろいろ言つておられます、その中で勧告ということで言つておられますことは、ごく項目を申し上げますと、一つは、会計機関の統合という問題が一つございます。これは現在、収入の面あるいは支出の面あるいは物品の面といふようなもので、それぞれ歳入徴収官あるいは代理歳入徴収官、分任歳入徴収官とか、あるいは現金出納の面では出納官吏、出納員、あるいは歳出関係では支出負担行為の点で支出負担行為担当官というものがござります。また、その負担行為の代理支出負担行為担当官あるいは分任支出負担行為担当官、またそういう支出の責任者があるわけです。こういつた現金の出納面でいろいろの会計機関というものとして支出負担行為認証官、それそれまた代理というものもあります。それから、物品につきましては、それぞれやはりまたあるわけでござりますが、物品につきまして申し上げますと、物品管理官というものがあります。また、その管理官の代理がありまして、それから分任物品管理官、それから物品出納官、それから物品の供用官といふようなものがありまして、会計機関が非常にばらばらになつておつて實際はその責任者はそれぞれ任命されているが、その補助者が同一人であつたりするというような問題がある。また、会計課長があらゆるものを、そういつたいろいろな役を一人でやつているというようなことがありまして、こういったものを、もつと会計を総合的に見ていくべきではないか、そいついた面で会計機関をもつと統合すべきではないかという意見がまず第一に出ております。

それから、三番目が物品とかあるいは国有资产の管理の効率化という問題であります。これはたゞいま物品管理法の面では法律案にして御審議を願っている問題でございます。特に物品管理の事務につきましては、「その事務手続がきわめて煩雑で事務量も膨大なものになつてゐるためかえつて総合的効果的な管理を阻害し、多くの不用品を保有する等の事態を生じている」というようなことを言つております。その他改正案に盛られました事項が触れられておるわけであります。

それから次に、物品の集中調達という問題を勧告いたしております。これは国の購入する物品は相当多種多様な品目にわたりまして、金額も数千億円に達する。こういった総体にすれば相当大きな調達が行なわれてゐるにもかかわらず、その調達手続は非常に区々であつて、したがつて合理性が非常に少ない、そういうことから、調達事務につきまして集中的な調達を研究すべきた。まあこれにつきましては、さしあたつて各省庁において省庁単位に大量購買の有効な物品を選んで一括調達をする、あるいはブロック機関ごとに一括購入する方法を研究をして徹底させていくべきだ、さらにまたできれば物品によっては既存の行政組織を利用して政府全体にわたる一括調達方式ということも考えていくべきではないか、というようなことを言つております。

そのほか、あるいは複式簿記をもつと採用したらどうか。これは現在は事業会計あたりで採用しているわけですが、これをもつと、たとえば一般会計におきましても、刑務所の作業といふようなもの、そういったものについても複式簿記を採用したほうがいいのじゃないか、というようなことを言つております。

ごく大きっぽい申し上げますとそういう点であります、いずれもまあ実施できるものからいろいろやつてまいりたいのであります、相当重要な問題が多くて早急な結論がまだ得られないのとで、今回は会計法の関係では、ただいまの銀行振

○成瀬幡治君 行政調査会を設置されたという点はわれわれもわかつておりますが、問題は、その関係につきましては、物品管理法の一部改正ということでお願いをいたしておるわけであります。かが非常に問題になってくる。臨時行政調査会も一年二年といろいろと検討のあげく答申、勧告をされる。その中には、もちろんそういう事項に関してはその担当者なりあるいは関係者が出て意見を述べられて、そうして大体まとまったからそういうものが勧告なりあるいは答申という形で出てくる、こういうふうに私は理解しておるわけであります。したがつて、理解のしかたが違つておるなら、そこでそうじやないと言つていただけばいいわけですが……。とすれば、出されたときにもうすでに、たとえば会計法の問題については大蔵省としては十分そういうことについて受け入れ態勢もあるのだだからそういうことが早急に、たとえば法律改正という形で出てくる、あるいはそれが行政面の上においてすぐ反映されてくるというふうにならなければならないと思つておるのであるが、それがまた検討中だ、重要なことだからといって、一年二年ということになつてしまつてしまつたというようなことになつてしまえば、設置された趣旨、意味——ただ空転しておつただけの話で、一番大切な点がいつでも抜かされてしまうという感じがするわけですが、そういうふうなことについては、政務次官、ほんとうは大臣になんだが、どういうふうにお考えになり、心がまえとてははどういうふうにしておられるのか、お考えを承りたい。

上げましたようだに、この物品及び会計の簡素化の問題につきましては、簡単に申し上げますと、会計機関の統合、大蔵大臣の承認協議の簡素化、次に物品、國有財産管理の効率化、あるいは物品の集中調達、そのほかに契約の問題、あるいは複式簿記の問題等の勧告があるわけであります。したがいまして、この臨時行政調査会の答申に基づいて、ただいま成瀬委員も言われましたように、できるだけこれを尊重して、できるものからこれをやつしていくといふことに変わりはございません。

ただ、問題は、その間これを直ちに全面的に実行するという場合に、次長から申し上げましたように、この会計機関の簡素化自体の問題でも、他に及ぼす影響があつたり、現実に速急にこれを実行するという場合には、次長から申し上げましたような場合他の会計法規とかあるいは運用の面で、現実の問題としてすぐできないというような、全面改正を要するとかいうことがあります。したがつて、順次この勧告を尊重して実行に移すわけですがござりますけれども、本年度はさしあたりこの会計法規及び物品管理法の改正ということで実行に移して、さらに現在検討を加えておりますから、それに基づいてこの勧告を尊重して進めてまいりたいということに変わりはないわけでござります。

第1回　うきはのまちをたどる　おはな　おはながけたの先生　有島武郎　著　岩波文庫

いたしたのでございますが、その中で、私どもの事務当局といたしまして、これはこういう事項は非常に賛成で大いにやりたいという事項もあります。またこれはなかなかむずかしいというような事項も相当ありました。私どもの意見ももちろんお出しいたしましたが、しかし、私どもの意見どおりにはならぬわけでございますから、したがつて、この答申が出来まして、これが全部すぐ実行できるはずじゃないかという、そういう程度の事務当局の意見が入れられてないのでござります。したがいまして、この答申全体の中で、私どももちろん実行できるものは極力そういった努力をいたすつもりで研究をいたしておりますが、たとえばこの最初の会計機関の統合の問題でござりますけれども、これはそういった方向で検討を十分いたさなければならぬと思いますが、しかし、他方でやはり会計に関するいわゆる不祥事件というようなものも相当あるわけでありまして、私ども一方ではそういったことを極力相互牽制組織とかいろいろなものを使いまして未然に防止をしなければならぬし、他方でやはり能率もあげなければならぬという、二つの要請を持つておるわけであります。臨調のこういったところの考え方は、非常にまあ現状につきまして非常に批評家的な感覚で述べおられます、が、やはり現実にこういった制度改正をいたすという場合には、やはり相当慎重に検討をしないと、これがまた非常に悪い結果を起しましてもたいへん私ども相すまないのであります、なお、こういった点につきましては、十分検討をいたさなければならぬと思います。

臣でなければならぬと思うのですが、問題は、ことばのあげ足をとるのじゃないですが、独善にものなると思うのですよ。片方からいえは、これはどうもむずかしいぢやないか、あるいは打ち合わせ会に自分らは出席しておったけれども自分らの意見は通らなかつたことはやらぬわいといふようなことになれば、独善というそりを検討するという、そういう姿勢ですね、そういう姿勢でこれはやつていただかない、どうもあそこまで述べたけれども、意見は相反した答申なりあるいは勧告が臨調から出された。そういうことについては、一日延ばしならないけれども、一年、二年という、そういう延ばし方をされることは意味がないと思うのです。だから、そういうことはじやなくて、受け入れるなら、これはたとえほん一年とか期間があると思うのです。それはきょうのあすのということにはいかぬと思ひますが、少なくとも一年以内なら一年以内には、臨調の答申について、勧告について縮めくくりをする検討してみたけれどもやれませんでしたならやれませんでしたというふうに考えるわけです。そういうことになると、目下検討中ですというふうなことで逃げるという心がまえがあつてしかるべきじゃないか。検討してみたけれどもやれませんでしたならやれませんでしたというふうに考えるわけです。そういうことを、次官もしょっぅちゅうかわつてしまわれるから、いいさいのいいことを言っておいて、無責任のようなることになるわけですがれども、そういうことじやなくて、大蔵省の臨調の答申を受けたときの心がまえと申しますか、姿勢はどうなのか非常に簡素化することが、前向きにやっていくことをもらいたいと思います。

件等が起きた場合を考え、そのまま用心をして現行のままのほうがいいんじゃないかという意見が出たりするのが現実でございます。したがいまして、大体本年三月末日ぐらいまでをめどにして、臨時行政調査会からの勧告に基づいて大蔵省でできるものはこれを実行に移すような方法をとり、あるいはできないものについてはさらにそれを検討してどうするかというふうに協議を重ねてていく。一応三月末をめどにしてこれを決定していくみたい、こういうつもりでございますので、御了承いただきたい。

○成瀬幡治君 隣地ということばがあるわけですが、今度の改正によつて、いままで静かなところに行つてももらわれて、そして銀行でかえるわけですが、これは一律例として、たとえば一番多いようなところは――これによつて支払い方法が從来とぱつと変わるのでですが、そのときの総額ですね、たとえば一番多いところは総金額にして、あるいは件数、どのくらいあるわけですか。

○政府委員(鳩山威一郎君) 今回の銀行払い込みの制度は、これは債権者から、私のところは何銀行に払い込んでほしいという申し出があつた場合に、そういうことをとるということで、従来の現金あるいは小切手渡し方式は従来どおりやるわけですが、今までの、全体がどの程度銀行振り込みに変わるかということ、ちょっとただいま金額的にはどれだけ変化が出るかということはまだ私どもとして推定のしようがないのでございまます。

○委員長(西田信一君) ちょっと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(西田信一君) 速記起こして。

○成瀬幡治君 次に、物品管理法関係のことについて、説明員のほうの説明によると、分類がえられるとかあるいは異なる各省間の管理がえ、そういうことをやるといふのですが、私は今までのことでおきたいと思うわけですが、たとえば建設省な

ら建設省がブルドーザーを持つて、いろいろなことを進めてきた。ところが、これは工事が完了してしまって、そのブルドーザーがそこに遊んでおる。片っ方のほうで農林省が開墾等をやるためにブルドーザーが必要になつてきた。そこで、予算要求をするわけなんですね。ところが、実際は建設省が使っておったのをこっちへ移しかえて農林省がそれをやれば非常に国の費用としてはむだを省く、いろいろなことについていいと思うわけですが、いままでの予算要求のしかたというもののは、そういう場合には、ここにこういうものがあるのだから、それは建設省のどこどこで使っておったものを農林省のどこどこでお使いになるといううなぐあいにはなりませんでしょうかといふ点は、予算折衝の中いろいろ繰り返されるものか、全然そういうことなくして新規購入といううな形でやられるのか。建設省のほうで使っておったものはそれは不用になつたから、処分という形でとられてしまつたのか。その辺は実際の運用面はどうなつておりますか。

ほうちも協議を受けるといふことも多いわけでござりますし、実際効率的に使われておるといふうに考えております。

○鈴木市藏君 この物品管理法の一部を改正する法律案の中でも一番気になるのは、これはどうなんですかね。なれ合いといふやつがあえやしませんか、こういう形にしていくと。つまり、各省間の中においてもそうだし、それから担当者と業者との間においても、一番やはりわれわれが注意しなければならないのは、そういう物品の購入やあるいは処分その他の問題について、こういう簡素化がはかられる反面、なれ合いがあえてくるということが当然予想される危険があると思うけれども、そういう点についてはどういうふうに考えておるか。

○説明員(津吉伊定君) そのなれ合いといふうに指摘されます分野の問題でござりますけれども、まず業者と国との関係におきましては、これは物品管理法、まあこれはほかの分野であって、こちの問題でないといふので、逃げるわけじやございませんけれども、一応分野としましては、契約担当職員と業者との間の問題になりますといふことでございます。その場合に、なれ合いといいましても、制度上は御承知のように一般競争契約が原則でございまして、その間の運営上一般競争によりがたい場合とか、あるいは有利に契約ができる場合とか、それは畢竟によるとか、その間中間的な方法として指名競争契約といふ方法があるわけでございます。

で、内部的ななれ合いといふことをございますけれども、これはやはり、要するに国内の内部でどういうふうに効率的に使われるかということをございまして、いまの一つ問題になりまして、A管理官とB管理官が非常によく知つておりますけれども、その際にやはりかといふことも考えられるのに、AとBの間だけで何かやろうかといふことも、それは人間ですから考えられなくはないと思ひますけれども、その際にやはりに確定的に管理がええべ

きであったというような客観的な事態がございましたならば、それは管理行為の不当として追及されなければございますので、まんざら全然基準なくしてなれ合いといふ事態は起らぬるものといふふうに考えております。

○鈴木市藏君 そういう一般的な意味で言つてい

うなことが、つまりよりそういう方向へ行きやすいように、つまり能率本位的にものを考えて、厳正な措置といふ点について比較的に考えていないのじやないか。たとえば、会計検査院の検査を廃止するとか、各省各府の長が立てた物品の需給計画や物品管理官が定める運用計画を廃止するとか、物品管理官といふものがいままで以上に権限を持ち過ぎてくるといったような、そういうふまりから当然起きくるであろうところ、そういうなれ合い的な、つまり能率本位的にものを考えるという点から来るそういう弊害だね、こういふ点はどういうふうに考えておられるかといふのです。

○説明員(津吉伊定君) 能率本位といふことは

がございましたですが、それはまことにありがた

い話でございまして、改正は確かに能率を考えるといふ点から来るそういう弊害だね、こういふ点はどういうふうに考えておられるかといふのです。

それから、第二点、これは運用計画と需給計画

の問題でございますが、従来の制度で需給計画と

いいますが、その省において多量に調達をする

とか、あるいはその省の内部において計画的に廢止するといふような物品につきまして、各省の長

が立てる物品の需給の見通しという趣旨でござ

ます。それから、運用計画のほうは、物品管理官

が自分の取得、供用、処分、保管につきましての

計画を自分で立てまして、その計画を大臣に出し

まして、各省各府の長が承認をしまして、その計

画の定めるところに従つて物品の管理運用をす

るという制度でござります。これを両者廢止いた

しまして、これに加うるに物品の管理に関する計

画といふものを物品管理官が立てるべきこととす

る趣旨は、これは需給計画といいますものも、各

省各府の長は確かに非常に総括的な物品管理機関

ではございますが、しょせん実務は物品管理官が

やつておるわけでございます。それから、運用計

上昇ますと、物品管理官が自己的の管理行為につ

きまして、検査院が指定するところによりまし

て、証明期間三ヶ月、あるいは原則的に一年とい

うことで、物品管理計算書といふものを提出いた

のじやないか。たとえば、会計検査院の検査を廃

止するとか、各省各府の長が立てた物品の需給計

画や物品管理官が定める運用計画を廃止すると

か、物品管理官といふものがいままで以上に権限

を持ち過ぎてくるといったような、そういうふま

り面から当然起きくるであろうところ、そ

ういうなれ合い的な、つまり能率本位的にもの考

えるという点から来るそういう弊害だね、こう

いふ点はどういうふうに考えておられるかといふ

のです。

○説明員(津吉伊定君) 能率本位といふことは

がございましたですが、それはまことにありがた

い話でございまして、改正は確かに能率を考えるといふ点から来るそういう弊害だね、こういふ点はどういうふうに考えておられるかといふのです。

○説明員(津吉伊定君) 能率本位といふことは

がございましたが、債権のほうは今回物品が改正しようとしたいたし

ておりました。それから、御承知のように、國の

債権管理につきました。債権の現在額報告書を基礎

にしました。現在額計算書といふのがござります

がございましたが、債権のほうは今回物品が改正しようとしたいたし

ておりました。それから、御承知のように、國の

債権管理につきました。債権の現在額報告書を基礎

にしました。現在額計算書といふのがござります</p

います。

○鈴木市藏君 それはいろいろあなた言つておりますけれども、たとえば各省各府の長というのは、それなりにやはり責任の所在が違うわけだ。ましてそういう、つまりいわゆる国民の税金によって買つたり売つたりするようなそういう物品の問題については、やはりその省の長が責任を負うべき性質のものなんだよ。そういうことを通じてどういう物品がどういううまいに活用されているかと、やはり国民はそういう形で、何らかの意味で国会がそういうものにチェックするとか、あるいはことばを強くいえば管理するといふことを、やはり國民はそういう形で、何らかがって、その責任はどうしてもやはり國務大臣である各省の長が負わなければならない。それを物

品管理官といふものに運用の計画から需給の計画

から、あるいは最後にはトータルだから会計検査院の検査は省略してもいいというようなことに

なつていけば、そういう行き方というものは次第

の他の点について国会の目を免れて、國民の財産

次第に、つまり物品の購入や需給計画や運用やそ

であるべきそういうものの処置が次第に一官吏の

かつてきまつたというと語弊があるかもしれないけれども、そういうものに移つていく、責任の所在

が明確になつていかないという方向にこの法律は道を開くことになるのじやないか。そういう点、

当然この法の改正案を出されたときに論ぜられた

ものだと思うのですけれども、あなたたちのそういう点についての意見を聞きたい。

○説明員(津吉伊定君) 各省各府の長の責任とい

たしましては、物品管理法上は各省各府の長がそ

の所管に属する物品管理官いたしまして、物品

に所管物品の管理責任を持つておるわけでござい

ます。具体的な実務につきましては、各省各府の

長が管理事務を担当する、具体的な出納管理

官は命令事務を担当するというような制度でござ

ります。で、各省大臣の責任という点につきまし

ては、物品増減及び現在額報告書というかつこう

で大蔵大臣に出して、内閣がこれを集中いたしま

して、物品増減及び現在額報告書として国会に御

報告する、こういうシステムでございますし、ま

た各省大臣は自分の、さつき申し上げました管理

官その他の物品管理機関の設置のしかたにつきま

して、総括的な一般管理機関として責任を持つ

ておりますし、また先ほど申し上げました分類が

えをするとか管理がえをするとかという点につい

ても、それを承認する、あるいは命令する、管理

がえとか分類がえを命令するというよなことに

よりまして十分総括的な責任を持つておるわけ

ござりますので、あながち管理官にだけその責任

を課す——結局それぞれ担当する事務の分野に

応じまして責任を負担するということに考えてお

るのでございます。

○中尾辰義君 この三十一条の、この管理機構が

簡素化になって、その関係で管理機関等の補助者

について、故意または重大な過失によつて国に損

害を与えたときは弁償責任を課することとする。

ですから、従来は補助者はなかつたわけですね。

これから補助者についてその責任を課する、こう

いうようになつておりますが、これはどういうこ

とですか。つまり、簡素化になつたとすると、い

るいろいろな不正事項等、あるいはそういうことが起

る可能性があるので、さらに責任体制を強化し

て、こう、こういう意味でできたわけですか。

○説明員(津吉伊定君) 簡素化をしましたことに

伴いまして不正が起こるかもわからぬ、その反面

として責任を補助者にも課するのではないかとい

う点につきましては、それはそういうわけではございません。この意味は、現在実は予算執行職員

等の責任に関する法律というのが、金錢会計の命令

令系統の機関についても責任を問う法律がござい

ます。そして、それにはたとえば支出官の補助者としまして責任を負うという規定がござります。

しかし、この物品につきましては、従来物品管理機

官につきましては、それにはたとえば支出官の補助者としまして責任を負うという規定がござります。

そこで、従来、いろいろな物品に

関、いわゆる本官でありますけれども、物品管理

官とか出納官、供用官、あるいはその代理官も含

みますけれども、そういう機関につきましては

故意、重大な過失のある場合の国損の弁償という

責任がありました。それから、これは改正後も変

わりませんけれども、従来から物品を使用する聯

員につきましても、故意または重大な過失により

取り扱う機関の中には、いわゆる本官でなくて補

助者として補助事務をやつしている連中がいるわけ

でございますが、それが制度上は弁償責任を問わ

りますが、それが制度上は弁償責任を問わ

&lt;p



## 三環境衛生同業組合兵庫県興行協

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第三三三二号と同じである。

第六七九号 昭和四十年二月三日受理

入場税撤廃に関する請願

請願者 神戸市兵庫区西古湊通一ノ二一ノ

三環境衛生同業組合兵庫県興行協

この請願の趣旨は、第三三三二号と同じである。

第六八〇号 昭和四十年二月三日受理

紹介議員 岸田 幸雄君

会内 片山山吉外一名

入場税撤廃に関する請願

請願者 神戸市兵庫区西古湊通一ノ二一ノ

三環境衛生同業組合兵庫県興行協

この請願の趣旨は、第三三三二号と同じである。

第六八一號 昭和四十年二月三日受理

紹介議員 竹中 恒夫君

会内 宮繁喜也外一名

入場税撤廃に関する請願

請願者 神戸市兵庫区西古湊通一ノ二一ノ

三環境衛生同業組合兵庫県興行協

この請願の趣旨は、第三三三二号と同じである。

第六八二号 昭和四十年二月三日受理

入場税撤廃に関する請願

請願者 神戸市兵庫区西古湊通一ノ二一ノ

三環境衛生同業組合兵庫県興行協

この請願の趣旨は、第三三三二号と同じである。

第六八三号 昭和四十年二月三日受理

入場税撤廃に関する請願

請願者 山口県下関市大字豊浦町一四四山

口県興行環境衛生同業組合代表理事

バナナの関税率引下げに関する請願

第五九一号 昭和四十年一月三十日受理

バナナの関税率引下げに関する請願

## 請願者 愛知県海部郡甚目寺大字甚目寺

紹介議員 田中威志男

この請願の趣旨は、第九一号と同じである。

第六四六号 昭和四十年二月三日受理

バナナの関税率引下げに関する請願

請願者 長崎県大村市東三城町七ノ一三

野田康彦

この請願の趣旨は、第九一号と同じである。

紹介議員 久保 勘一君

請願者 上照吉外三十二名

所得税法第六十一条第三項廢止に関する請願

紹介議員 林尾角次郎君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

請願者 東京都大田区西六郷三ノ四〇井

紹介議員 栗原 純幸君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第六〇三号 昭和四十年二月一日受理

所得税法第六十一条第三項廢止に関する請願(一)

通) 請願者 大阪市旭区大宮町五ノ七六大阪府

連合不動産鑑定協会内 飯島吉造

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第六一二号 昭和四十年二月二日受理

通) 請願者 東京都板橋区仲町三六 池田利司

所得税法第六十一条第三項廢止に関する請願(五)

紹介議員 村尾 重雄君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第六一二号 昭和四十年二月一日受理

通) 請願者 東京都港区赤坂冰川町四一 太田

柳三郎外一名

所得税法第六十一条第三項廢止に関する請願

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第六一二号 昭和四十年二月三日受理

所得税法第六十一条第三項廢止に関する請願

請願者 東京都新宿区四谷三ノ五不動産会

館内 松田清外三十一名

所得税法第六十一条第三項廢止に関する請願

請願者 東京都品川区小山六ノ三五六本

所得税法第六十一条第三項廢止に関する請願

請願者 東京都品川区五反田二ノ三四一有

限会社五反田不動産内 谷健蔵外

所得税法第六十一条第三項廢止に関する請願

請願者 東京都世田谷区玉川奥沢町二ノ一

所得税法第六十一条第三項廢止に関する請願

請願者 東京都世田谷区上馬一ノ六三九

所得税法第六十一条第三項廢止に関する請願

請願者 伊藤秀雄外一名

所得税法第六十一条第三項廢止に関する請願

請願者 佐賀市松原町九五佐賀県宅地建物

所得税法第六十一条第三項廢止等に関する請願

請願者 佐賀市北区浪花町八五北不動産商

業組合内 中谷和夫外四十名

所得税法第六十一条第三項廢止等に関する請願

請願者 取引員会内 山口忠六

所得税法一部が改正されて、不動産取引あつせ

ん調査提出義務が新たに課されたことに対し、全

国宅地建物取引員会連合会等の決議に基づく左記

事項について全業者の衷情を御瞭解のうえ、業界

の要望に応ぜられたいとの請願。

第一、将来所得税法第六十一条第三項及び同法施

第六一二号 昭和四十年二月三日受理

所得税法第六十一条第三項廢止に関する請願

請願者 東京都新宿区四谷三ノ五不動産会

館内 松田清外三十一名

行細則第二十八条の三を撤廃するよう尽力せ

二、不動産あつせん調書の提出を向かう一箇年  
　　られたい。

三、不動産の売買ごとの取引金額が、五百万円以下であるときは、調書の提出義務を免除せ  
間延長せられたい。

、すべての不動産の取引には、不動産業者の添印なしには登記できないような制度を確立せられたい。

理由

所得税法の一部改正により不動産業者に対しあつせん調書を提出すべき義務が課されたため業者に多くの疑惑と批判と混亂を起こしている。すなわち、

イ、立法の基調が自主申告制度にあるにもかかわらず、当局は自らこれをじゅうりんして、何が故に不動産あっせん業者にのみ、調書の提出義務を負わしめたか。

口、このことは憲法第十三条、第十四条に基づく政治及び行政の公平の原則に反するのではないか。  
ハ、しかも提出義務を怠ったものに対して罰則

を適用するがことに至つては、業者に対するあくなきかれんぢゅうきうの圧政と断ぜざるを得ない。

二、今後不動産売買当事者は不動産業者を極力避けやみ業者依存の度合いをますます濃厚にするであろう。かくて不動産取引のわずか三十パーセントしか取扱っていない正規業者は

ますます衰微の一途をたどるであろう。

一部改正してやみ業者のぞく一本を容易ならしめる懸念をもろうしている。このように業界は論議をまきおこし、某県のごときは改正所得税法違憲訴訟提起運動を展開、全国三万五千の業者に参加を呼びかけているが、全国宅地

建物取引員会連合会、各地区宅地建物取引員会連合会、各都道府県宅地取引員会の系統機関は、上述の所論を首肯し、このような強行法規が将来業者を不幸に追い込むかを知りながら、ひとたび法律として業者の頭上にのしかかってきた以上、国民の一員としての順法の精神はあくまで堅持すべきであるとの態度を基本として、要望を決議した。(不動産あっせん調査対策佐賀県大会決議等添付)

第三号中正誤	メシ 段行 誤	一五等 正
	二 一終わり 越後等	
	九わら八	
六 一 田 修正格		
〃 〃 二七 おります。	修正案	
		おります

昭和四十年二月二十日印刷

昭和四十年二月二十二日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局